

皆さんからお寄せいただいたご意見と回答

令和5年8月

【ご意見】

入退院時に同室の患者の会話がうるさい。室内で静養できない。

【回答】

5月初旬から新型コロナウイルス感染症が5類となり、当院も面会制限を緩和し、午後1時～4時までご家族が病棟で面会できるようにしました。

大部屋の方はデイルームでの面会をお願いしておりますが、患者さんが寝たきりなどの理由で動けない場合は、病室での面会となります。今回は病室で他の患者さんの面会の声が大きく、ゆっくりとお休みいただけなかったこととお詫びします。そのような場合は看護師が面会の方へ少し声のトーンを落としていただくようお願いしたり、デイルームへ移動ができそうならば移動をお手伝いするなどの対応をいたしますので、遠慮なく看護師をお呼びください。

【ご意見】

マイナンバーカードで受付をしました。受付で、後期高齢者福祉医療費受給者証の提示を求められました。カードの一本化と言っていますが、保険証で受付をすれば1回で済みます。何の為のマイナンバーカード？便利ではありません。

【回答】

お持ちの後期高齢者福祉医療費受給者証は、現在のマイナンバーカードのオンライン資格確認ができない情報のため、ご利用の際はお手数ですが別途提示が必要になります。

マイナンバーカードを保険証として使うことで、高額な医療費が発生する場合でも、患者さんが一時的に自己負担したり、役所で限度額適用認定証の書類申請手続きをする必要がなくなります。

また、マイナポータルから保険医療を受けた記録が参照できるため、領収証を保管・提出する必要がなく、医療費控除申請の手続きをすることもできます。

さらにマイナンバーカードを健康保険証として利用した場合には、医療機関がオンラインで薬剤情報などの患者情報を確認でき、問診等の業務負担が減ると考えられることから、診療報酬の加算(医療情報・システム基盤整備体制充実加算)の窓口負担が低くなるなどのメリットもあります。

なお、オンライン資格確認が導入されている医療機関・薬局では、マイナンバーカードを持参すれば健康保険証がなくても利用できますが、オンライン資格確認が導入されていない医療機関・薬局では、引き続き健康保険証が必要になる場合がありますので、ご理解のほどお願いします。